

改正概要説明書	
国名：アルゼンチン	法令名：特許法
改正情報：2003 年法律 No. 25. 859 により改正，2004 年 1 月 8 日施行	
改正概要：	
<p><b>1. 物を生産する方法の発明についての特許に関する改正：</b></p> <p>物を生産する方法の発明についての特許を受けている場合，その特許に係る方法により生産した物の使用，譲渡，輸入をする行為について，特許権者は排他的独占権を有する旨規定された(第 8 条(b))。</p> <p>特許権者の申出によらず，司法当局は自らの判断により，特許権侵害の蓋然性が高いと認められる輸入品に対して通関後に差押を実施することができる旨(第 83 条(ii))及び明白な侵害行為が認められる場合には当該侵害行為に関連する証拠を保全することができる旨規定された(同条)。なお，司法当局の判断による差押措置又は証拠保全措置が実施された場合には，司法当局は特許権者に対して被疑侵害者への担保としての補償金を供託するよう命ずるものとする旨規定された(同条)。</p> <p>方法の発明についての特許に関する侵害訴訟においては，原則として，被告製品が方法特許により生産されたものでないことについて，被告がその立証責任を負う旨規定された(第 88 条)。ただし，侵害行為があったとされる時点において，特許権者又は被告とは異なる第三者により生産された被告製品と同等の製品が市場に流通している場合には，被告製品が方法特許により生産されたものであることについて，原告が立証責任を負う旨規定された(同条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ <b>第 8 条</b> (b)において，方法特許の権利内容が明確化された。</p> <p>・ <b>第 83 条</b> (ii)は，特許権侵害の措置に関する新設項目である。</p> <p>・ <b>第 87 条</b> 「第 83 条の防止措置が執行されていない場合において，」が追加され，「担保を欠く場合は，実施の中断を求めることができ，その場合は，必要又は求められるときに，原告側で相応の担保を提供する。」が削除された。</p> <p>・ <b>第 88 条</b> 「当該司法権の適用上，第 4 条の定義により，当該日時点で当該物が新規性を有しており，特許の所有者の承諾なく生産された同一の物である場合は，反証がなければ当該日から特許方法を手段として取得されたものとみなす。」が「但し，司法当局は，原告に対して，特許された方法の結果として生産された物が新規でない場合には，物を生産するために被告が用いる方法が生産方法の特許を侵害することを証明するよう命じる権限を有する。別段の証明がなされない限り，被告又は被告の請求に基づいて司法当局が指名した専門家が，</p>	

方法特許の結果として取得された物と同等の物が被疑侵害時に市場において存在し、侵害を構成せず、特許所有者又は被告のいずれかとは区別できる源から生じることを立証することができる場合には、特許された方法によって生産された物は新規でないとみなされる。本条に基づく証拠の呈示において、工業及び商業上の秘密の保護に関連して被告の正当な利益が考慮される。」に変更された。